

10. まちなか居住再生事業

◆事業内容

中心市街地の狭あい道路（幅 4m未満の市道）を拡幅し、若者と高齢者が共に暮らす「にぎわいのあるまちなか」を取り戻すことを目的に、道路中心線から 3m後退して住宅を新築する方に支援します。

◆助成内容

（1）狭あい道路整備事業

指定エリア（まちなか区域）で、前面道路が 4m未満の市道敷地を、道路中心線から 3m以上後退させて住宅を新築または建て替える場合に、後退部分の敷地を市が購入します。

（2）住宅建替え奨励金

奨励金の額 解体費の 50%（上限 50 万円）

借入額の 10%（上限 100 万円）

交付条件 ①～⑥のすべてに該当すること

- ① まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
- ② 住宅を取得するために金融機関から資金を借り入れた人
- ③ 一戸建て住宅を解体し、市内建築業者で建て替えること
- ④ 玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えた「まちなか景観基準」に適合する住宅であること
- ⑤ 併用住宅の場合は、延床面積の 50%以上が居住部分であること
- ⑥ 市税に滞納がないこと

(3) 共同住宅建設奨励金

奨励金の額 設計費の 50% (上限 100 万円)
1 住戸あたり 100 万円 (上限建設費の 10%)

交付条件 ①～⑤のすべてに該当すること

- ① まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
- ② 市内の建築士事務所で設計し、市内建築業者で建設すること
- ③ 各住戸の専用面積が 30 m²以上で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えた共同住宅で 4 住戸以上あること
- ④ 「まちなか景観基準」に適合すること
- ⑤ 市税に滞納がないこと

(4) 住宅建設用地売買奨励金

奨励金の額 借入金額の 10% (上限 50 万円)
※後退部分を面積按分で差し引いた額
解体費の 50% (上限 50 万円)
※売主が既存住宅を解体する場合

交付条件 ①～⑤のすべてに該当すること

- ① まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
- ② 住宅建設用地を取得するために金融機関から資金を借り入れた人
- ③ 取得した土地に住宅を建設すること
- ④ 「まちなか景観基準」に適合すること
- ⑤ 市税に滞納がないこと

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築住宅グループ TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp